

# CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 146

2005年1月

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

E mail address: [gyoukaku@tokyo.email.ne.jp](mailto:gyoukaku@tokyo.email.ne.jp)

行革国民会議ニュース

## 財政再建と道州制論議の統合を

事務局長 並河 信乃

### これからの国民会議

国民会議の結成は1983年7月であるから、もう21年半も経過したことになる。社団法人になったのが88年であったから、そのときから計算しても16年半になる。創設時からの友人もそれだけ歳を重ねて、みな、かなりの年配になった。行革はソニーの井深さんの言を借りれば「永久革命」であるとしても、ところどころに区切りを設けた方がいい。とりあえずの区切りは、小泉氏の引退時期に設定するのがいいかもしれない。そのように考えると、これからの国民会議の活動は、いわゆる小泉構造改革を検証し、その後続くべき改革の課題を提示していくことになる。

### 小泉構造改革の総括

2001年4月に小泉内閣が誕生して以来、小泉構造改革の名の下にさまざまな議論が行われてきた。道路公団の民営化、構造改革特区、三位一体の改革、年金制度改革、さらに現在は郵政事業改革や道州制、官製市場の民間開放の議論もメニューに加わっている。道路公団の問題は形式的には一件落着のごとくであるが、これどうまくいくとは思われないし、その他の問題は問題提起だけは行われているが、解決に向けてのしっかりしたシナリオが描かれているわけではない。これらを一度総括して、今後のために議論を再整理しておくことが必要だろう。そのなかで最大の課題は、まだ殆ど手付かずの財政構造改革の問題である。

### 財政構造の改革

小泉内閣が誕生して間もなくの2001年8月、国民会議は「土光臨調20周年記念シンポジウム」を開催し、土光臨調以来、各分野で改革の第一線でご苦労された方々をお招きし、ショートスピーチをお願いした。この会合開催の最大の狙いは、小泉内閣が掲げる構造改革の趣旨には賛成しながらも、過去の土光臨調あるいは橋本行革と同じ轍を踏まないようにとの願いを表明することであった。「同じ轍」とはいうまでもなく、財政当局主導の財政当局のための改革である。残念ながら、今日までの経過を見ると、財政当局による改革という路線は日増しに強まっている。土光臨調が消費税の露払いをさせられたように、今のさまざまな「改革騒動」も、近く予定されている消費税率大幅引き上げの前座興行に過ぎないのではないかと。

いまさらかつての土光臨調の一枚看板であった「増税なき財政再建」などというスローガンを持ち出してみても、笑いものになるだけかもしれない。しかし、マスコミも一般世論があまりにも消費税率の引き上げに理解を示し、寛容なのを見ると、「ちょっと待てよ」といいたいくなる。小泉氏は任期中の消費税率の引き上げは行わない方針のようであるが、所得税については専業主婦控除の廃止、定率減税の廃止（初年度は半分）など、既に増税路線に踏み切っている。毎年1月に閣議決定され発表される「改革と展望（構造改革と経済財政の中期展望につい

て)」において、2004年1月には「2006年度までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況及び財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する」とはじめて増税検討の方針が明記された。今年の「改革と展望」にはどのような文言が盛り込まれるのであろうか。

#### 中央集権的な財政構造の分割

土光臨調の失敗は、中央集権的な財政構造をそのままにして、その枠内で総枠抑制や補助金の一律削減などで歳出の削減を行おうとしたことである。もちろん、これらは緊急避難的な手立てであり、「患者に拘束衣」をつけたうえで、その間に内科的な治療（＝政策の抜本的な見直し）を行うという触れ込みであった。しかし、適切な内科治療の方法が見つからないうちに患者が暴れ出して、「増税なき財政再建」は破綻したのである。「増税なき財政再建など出来っこないことは小学生でも知っている」と当時の公共事業族のドンであった金丸氏が豪語していたことを思い出す。その後、消費税が導入され、また、バブル景気で収収が急上昇して、財政構造改革は放擲され、それがその後のバブル経済破綻後の財政膨張に直結し、今日にいたっているのである。途中、橋本内閣が財政構造改革に手を染めたが、これも中央財政の構造を維持したままでの土光臨調的な手法であったため、あえなく1年で中断した経緯もある。

結論を急げば、土光臨調、橋本行革の失敗を繰り返さずに財政再建を行うためには、中央財政そのものを分割し、地域ごとに自立の路線を模索していくしかない。何度にもわたる国鉄財政再建の試みが、全国一本の中央本社制を維持したままでは全て失敗し、地域分割によってようやく実現したごとく、今の中央集権的な財政構造を維持したままの方策は全て失敗するのではないか。増税をいくら繰り返しても、値上げをいくら繰り返しても財政が再建されなかった国鉄のごとく、日本の財政を再建することは出来ないのではないか。かつて、フランスの社会学の泰斗であるミシェル・クロジェ教授から、「日本の国鉄改革の試みは興味深い。もともと

は国鉄財政の再建から始まった議論が、国鉄の分割民営化という新たなシステムを生み出したところが素晴らしい。ただ、どうしてそうした折角の知恵を日本全体の改革に役立てなかったのか」という指摘を受けたことがある。まさに、凶星というほかはない。

#### 道州制の役割

こうして考えると、既に議論が始まった道州制の議論は、実は非常に重要な役割りを担っていることになる。しかしながら、今、地方制度調査会などで道州制を議論している人たちには、そうした意識はない。市町村合併が進んで空洞化する都道府県のあり方を考えるというのが今の道州制の議論の切り口である。これでは何の役にも立たない。道州制の基本は、財政的な自己決定能力をつけることであり、そのためには税源移譲を大胆に進めて、中央集権的な財政構造を地方分権的な財政構造に改めていく必要がある。増税の是非も基本的には各地域ごとの判断にゆだねることが望ましい。

三位一体改革という名のもとに、2002年度から一部財源の移譲が補助金の削減と引き換えに始まった。補助金から自主財源への移行の始まりとして評価すべきだろうが、しかし、その対象となる補助金は義務教育国庫負担金の一部や国保の負担金を中心で、これは自治体の自由裁量権を増やすことにはつながらない。しかも、移譲される財源は、当面、人口割で給付される交付金で、削減される補助金と交付金との間には地域によっては大きなギャップが生ずることになり、これを埋めるものとして交付税に期待が高まってしまう。その交付税を財務省が大幅削減しようとしているため、どうしても紛糾せざるをえない。三位一体改革のなかで交付税の改革は進めなければいけないが、それは今の仕組みをそのままにして交付税額を削減することではない。補助金だけでなく、交付税も税源移譲の対象として、必要な財政調整は今の複雑怪奇な交付税制度に代わる新たな簡素な仕組みを考案していかなければならない。その点の検討がまだ全く手付かずのままであり、道州制の検討ではこれが議論の中心にならなければならない。

1月11日に経連など関西6経済団体と関西広域連携協議会参加の12自治体とで共同で組織した「関西分権改革研究会」が発表した報告書では、大幅に税源を移譲した結果生ずる財源超過団体と財源不足団体間の調整方法として、一人当たり税収額を基準として過不足を融通する譲与税方式と財源超過団体からは逆交付税を抛出させる方式の二つが議論のたたき台として提案されている。いずれも一長一短であるが、どこかで踏ん切りをつけていかなければ、いつまでもこの問題は解決しない。小生はかねてから逆交付税方式の提唱者であるが、今後さらに議論が積み重ねられていくことが望ましい。

#### 大量発行の国債の分担

もうひとつ厄介な問題がある。それは国債発行の問題である。いま、補助金削減と税源移譲をセットで議論しているが、ここでは中央財政は30兆円以上の国債を発行して財政を支えているという問題が無視されている。中央財政を地域分割していくという発想に立てば、この国債発行も地域で分割し、地域が負担していかなければならない。国債発行は国に押し付けて、地方は税源移譲を勝ち取るというのでは、少し虫がよすぎる。では、どの程度を負担し、それを各地域でどう配分すべきなのか。また、過去の累積債務も負担するのか、新規発行分だけを負担するのかも考える必要がある。この問題については、まだ、誰も口をつぐんで発言がない。

仮に、過去の発行残高については国で処理するとして、新規発行については地方も負担することを考えるとどういうことになるのであろうか。2005年度予算をベースにして考えると、国から地方への財源移転の対象となるのは、交付税が16兆円、補助金が19.8兆円で合計36兆円である。これをすべて地方に移譲するという前提で考えると、国債依存度が41.8%ということであるから、単純にこれをかければ、15兆円となる。地方債の発行は普通会計分で2005年度は12.3兆円が予定されているから、地方債の発行は27.3兆円と、2.2倍に膨らむことになる。

もちろん、地方に移譲される分のすべてに国債負担をかぶせるべきかどうかについては、いろ

いろな考え方がある。とくに、交付税は国税5税の一定割合を交付する制度であり、これは国債で財源を調達しているわけではないという考え方もある。また、交付税を入れて考えると、交付税を多く受け取るところは財政力が弱い自治体であり、それに多く負担させることは困難だということにもなる。

そうした見地に立って、交付税を除外して考えると、国の財政の歳出歳入から交付税相当額が除外されるから、国債依存度は52%ということになる。補助金は19.8兆円であるから、これを全額移譲する場合には、その半分強の10.3兆円が地方負担となる。地方債の発行は、これをすべて受け入れるとなると22.6兆円、2005年度予算で想定している規模の1.8倍強となる。

#### 北海道を例とすると

これが自治体財政にどのように響いてくるか、一例として北海道を取り上げて計算してみよう。数字はやや古いが、2002年度の決算の数字でモデル的に計算してみる。

北海道及び北海道内の市町村の財政規模の総計は約6兆1500億円である。地方税収は1兆2900億円しかなく、国からの補助金・交付税が2兆8400億円で、収入の46.3%を占めている。仮に補助金や交付税に当たる総額を税源移譲で獲得したとしても、これに国債の負担金がついてくる。交付税にも国債負担をかぶせるとなると、その額は1兆1360億円という巨額の追加負担となる。北海道での地方債発行額は8557億円であったから、これに1兆1360億円上乗せすれば、地方債の発行額は2兆円となる。消化できるかどうか心配だが、それよりも公債費も2倍以上に膨らむことになる。

交付税は除外して考える方式をとれば、補助金の受け取り9921億円の52%、5159億円が北海道の負担となる。北海道での地方債発行規模は1兆3716億円、1.6倍に膨らむことになる。

これでは単に国の負担を地方に押し付けているだけではないかとの批判が出てくるだろう。しかし、国債発行を地方債発行に切り替えることは、債券発行の意思決定権も地方にゆだねることである。国債発行に対しても、これを分権

化することにより、国民がその必要性を吟味し、制御できる仕組みがここに導入されるわけである。したがって、北海道が、まるまるこの負担を受け入れることも自由だが、これでは債券発行が多すぎるとして、歳出を削り債券発行額を減少させることも自由である。追加発行はゼロとするならば、移譲される財源の中からその分を天引けばよいわけで、その場合の正味の財源移譲額は 2 兆 3241 億円、2 割減ということになる。自由の対価としてどこまで我慢するかという問題になり、道内の財政見直しと秤にかけての判断となる。

### 国の財政のスリム化

この結果国の財政はどうなるかを 2005 年度予算案に突き合わせて見ると、一般歳出は補助金分が削減されて 27.5 兆円、国債費 18.2 兆円（国債発行額が 10.3 兆円減少するから、その利払いと定率繰り入れ分で 2700 億円程度減少）、その他あわせて 46 兆円。税収は交付税全額と補助金のうち税で負担する部分を差し引いた残りであるから、18.4 兆円、税外収入 3.8 兆円、その結果、国債発行は 24 兆円ということになる。46 兆円の歳出を 18 兆円強の税収と 24 兆円の国債発行で賄っていくことになる。国債依存度は 52% という惨憺たる姿である。

もちろん、ここまでの計算は単に数字を国から地方に移し替えたものに過ぎないから、こうした税源移譲に伴い、それぞれの業務量の変化については何も考慮されていない。自治体の方はこれまでやってきた仕事を自主的にするだけのことであるから、さほどの業務量の増加はなく、むしろ、補助金などの陳情に要した時間と経費が大幅に浮くことになる。また、国の方では、交付税と補助金がなくなれば、それに充てていた膨大な人員が過剰となるだろう。歳出規模はその結果かなり圧縮でき、国の財政はかなりスリム化が可能だろう。

さらにいえば、今までは補助金と交付税に着目して計算してきたが、国の事業でも地方に移譲すべきことは多い。2004 年 5 月の経済財政諮問会議で話題になったように、たとえば北海道には北海道開発局に 6500 人の職員がおり、その

他もあわせると国家公務員は北海道に 1 万 8000 人いる。同時に、道庁には警官と教職員を除いて 2 万人の職員がいる。この間にはかなりの重複があり、内政は自治体の仕事だと整理することで、かなりの簡素化を図ることができるだろう。

これは、北海道だけに限ったことではなく、他の地域でも同様である。33 万人強の行政機関職員のうち霞ヶ関に勤務しているものは 3 万 8000 人程度であり、その他は現場や地方出先機関勤務であり、10 万人程度が各省の地方出先機関にいるものと思われる。そうした人員のかなりのものが分権を徹底することで浮いてくることは確実である。

これまでは国も地方も一緒くたにして、財政危機だと論じてきた。しかし、地方でやるべき仕事は地方に任せ、そのための財源を移譲し、自治体の自己責任を明確にした上で国の仕事を改めて見直せば、かなりの重複や無駄が浮かび上がってくる。

年金問題その他を考えれば、新たな財源を見つけなければならないことはある程度確かではあるにしても、こうした全体の洗い直しを行った上で、ぎりぎりどれだけ足りないかを明確にしていく作業が必要だ。その際、年金などを社会保障基金として分離独立させることが望ましい。地方への「縦の分権」だけでなく、中央政府のなかでの「横の分権」も同時に行うことになる。

### 財政難だからこそ税源移譲

財務省は、財政難のときに地方への税源移譲などともないと言い張ってきた。地方への税源移譲は、増税にめどがついたときにはじめて検討するものだと言ってきた。こうした考え方を全面的に否定し、財政難であるからこそ税源移譲を行う必要があることを、再度確認しておく必要がある。三位一体改革として 3 兆円とか 4 兆円とかの小さな金額で争っている場合ではない。20 兆円近くの補助金全体と地方交付税全体を対象として、さらにはその他の直轄事業も対象にして、国の財政の中央集権的な構造を徹底的に分解していくことが、国と地方をあわせた日本の財政全体の新たな地平を切り開くことになる。

## 曲がり角にさしかかった構造改革特区制度

2002年の春に構造改革特区の構想が急浮上してから既に3年近くが経過した。2003年4月の第1回認定第1弾から2004年12月の第6回認定までに475の特区が誕生した。かつてのパイロット自治体制度では、5年間でわずか42市町村の参加しか得られなかったことを考えれば、今回の特区制度は大成功といえるだろう。

しかし、これまで順調に推移してきた特区制度であるが、このまま単純に推移を眺めていていいのか、いくつか気がかりな点が出てきた。なにか、ひとつの曲がり角に差し掛かってきたような感がある。

その理由の第1は、自治体や民間からの提案に対する各省庁の対応がはかばかしくないことである。自治体などからの提案を受けて、特区として実験的に実施する項目の数は、第1次提案に対しては80項目が認められたのに対し、その後は47、19、17、12と回を重ねるごとに減少し、昨年11月に募集した提案に対しては、まだ最終的な決着はついていないが、今のところ特区として認めるのは7項目しかない。

もともとこの特区制度というのは、規制緩和が「経済的規制」についてはかなりの進展を見せたものの「社会的規制」についてはデッドロックに乗り上げ、それを打開するために地域限定で実験的にやってみようということで始まったものであるが、特区であろうとやはり同じデッドロックに乗り上げてしまったのではないか。

制度が始まった当初には、株式会社による農地賃貸、特養経営、学校経営や、教育課程の弾力化による小中高一貫教育や英語教育の重点化、あるいはNPOによる不登校児や障害教育の実施、高齢者などの移送サービスや過疎地での交通サービスなどが認められ、話題となった。しかし、回を追うごとにそうした話題性に富んだものは少なくなってきた。できることは一巡したような感があり、なんとなく一服気味である。

第2には、各省庁の対応とも関連するのであるが、肝心の提案そのものがネタ切れの様相

を呈してきたことである。私どもが開く会合では、市町村長から、この特区制度の効用を評価し、時限措置ではなく恒久的な制度とすべきだとの意見が多く出されている。しかし、実際に提案されたものを見ると、当初は、たとえば、米の生産調整の撤廃とか地域医療計画による病床規制の撤廃、あるいは3大都市圏における用途地域の変更許可権限の市町村への移譲など、大ぶりの話があったのであるが、回を追うごとにだんだんスケールが小さくなり、細かなものが増えてきた。昨年11月に募集された提案を見ると、食指の動くような項目を見つけることが難しい。その原因としては、各省庁の対応が頑ななため、提案側の意欲が阻喪してきたのではないかと危惧される。いくら提案しても認められないのであれば、だんだん提案の意欲が薄れ、その結果、認められる特区の内容も次第に魅力的なものでなくなっていくという、悪循環、縮小過程に陥ってきたのではないかと思われる。

もちろん、一見細かなことに見えるものでも現場からすれば大きな問題であり、大上段に振りかぶった提案だけがいいというわけではないだろう。しかし、制度そのものを生き生きとして維持していくためには、ある程度の華も必要である。ややこれが色褪せた感がある。

昨年9月の経済財政諮問会議でも、特区制度において最近提案に対する採択率が低くなってきたことに対し議論があった。金子特区担当大臣（当時）も加わったその席上での議論の結果、2004年度中に採択率を引き上げるための「何らかのやり方」を決定し、2005年度から実施できるようにすることになった。果たして、「何らかのやり方」とはどのようなものになるのかはまだわからないが、経済財政諮問会議でもまた議論するようであるから、注目しておこう。

しかし、今後、やや疲れ気味の特区制度に活を入れるためには、自治体側から多くの斬新な提案が行われ、それを世論もバックアップしていく仕組みをつくっていくことが肝心だろう。斬新な提案を生み出すには、自治体も自治体職員だ

けで考えるのではなく、地域の住民や企業などと対話を繰り返し、具体的なニーズに裏打ちされた提案に仕立てていくことが必要だ。また、自治体感の共同作業、連携プレーも考えていかなければならない。

国民会議では 2003 年 8 月の全国 87 自治体の首長による構造改革特区推進会議を立ち上げて、首長間やスタッフ間での議論を続けてきた。折角の制度が尻つぼみにならないよう、今後、さらに努力していきたい。

## 【プレス・リリース】 情報公開法施行を前に省庁が文書を大量廃棄実態が明らかに

2004 年 12 月 7 日  
情報公開クリアリングハウス

NPO 法人情報公開クリアリングハウスでは、国立公文書館の機能が弱く各行政機関からの移管が進んでいないことや、文書廃棄による不存事例が報告されていることなどから、行政機関による文書管理について重大な関心を持ってきました。そこで、行政文書が廃棄され際、溶解処理、粉碎処理、あるいはシュレッダーくずをリサイクルするためなどの理由で、業者にその処理を委託していることに着目して、どのくらいの分量の文書を廃棄しているのか、その実態を調査しました。その結果、情報公開法の施行を前にして文書を大量廃棄している行政機関があることが分かりました。

### 1 調査の内容

#### (1) 請求した行政文書名

各行政機関で、行政文書を廃棄するために締結した契約と支出執行文書を情報公開請求した。請求内容は「（行政機関名）が廃棄した文書を処分するために締結された契約の内容（業者、金額、分量など）のわかる文書とその支払の執行に関する文書で現に存在するもの」で統一。今回の請求対象は本庁にかかる分のみで、地方出先機関については請求の対象としていない。

#### (2) 情報公開請求を行った行政機関

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、防衛庁、金融庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、国税

庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、会計検査院

### 2 公開された文書の概要とわかったこと

#### (1) 得られたデータ

本件請求により得られるデータは、行政文書廃棄の全容を示すものではなく、行政文書を一般ゴミとして廃棄せずに業者に委託して機密保持や再生のために必要な処分を行うための予算執行文書である。

データからは新聞紙や雑誌などの一般ごみは原則として除外されているが、混ざっている場合もあり、その場合は公開された文書から判別ができない

今回の請求で得られたデータは、廃棄の重量であり、どのような文書が実際に廃棄され、保存期限が来る前に廃棄された文書がどのくらいあるか、といったものは分からない。どのような文書が廃棄されているかは、行政機関によっては廃棄文書のインデックスのようなものを作成しているようなので、そうした情報の公開を求める必要がある。情報公開クリアリングハウスでは、これらの請求をすると膨大な分量の文書が請求対象となり、コピー代の支払ができないため請求をしていない。

#### (2) 公開された情報について

会計文書の保存期限は、情報公開法政令で 5 年とされているが、省庁再編により複数の行政機関が 1 つの行政機関になったケースでは省庁再

編前の会計文書の管理がすでに倉庫などに保管され、また再編前の省庁ごとに保管されているなどから、探すことが困難であるなどの理由により、今回の請求では省庁再編前の状況は明らかにできなかった

防衛庁は、移転前は庁内で焼却をしていたため、廃棄分量は庁舎移転後の 2001 年度以降しかデータがなかった。

国土交通省は 1 年分（2003 年度）しか文書廃棄に関する業者との契約が確認できなかった。

内閣法制局は毎年廃棄についての契約を業者と結んでいるものの、契約単位が「一式」となっており、金額も毎回同額のため、年度内に契約を結んだ回数しか分からなかった。

### （3）文書廃棄の状況

#### 1）2000 年度に文書廃棄が激増

情報公開法は 1999 年 5 月に成立し、2001 年 4 月に施行されています。その情報公開法施行の前年である 2000 年度に、顕著に文書廃棄量とその前後と比べて増加している行政機関がありました。

廃棄分量の伸び率を、2001 年度と 1999 年度で廃棄分量が少ない数値と 2000 年度の廃棄量数値をもとに算出し、もっとも伸び率の大きいものを上から順に 10 機関を並べました。なお、1999 年度・2001 年度の両年度が他の年度に比べて廃棄量の多い場合は、1998 年度ないし 2002 年度の数値と 2000 年度の廃棄数値により伸び率を算出しました。

#### 農林水産省 約 2118%

（1999 年度 約 11t      2000 年度 約 233t  
2001 年度 約 30t）

#### 環境省 約 1411%

（1999 年度 約 55t      2000 年度 約 127t  
2001 年度 約 9t）

#### 警察庁 約 909%

（1998 年度 約 50t      1999 年度 約 110t  
2000 年度 200t      2001 年度 約 22t）

#### 財務省 約 510%

（1999 年度 約 268t      2000 年度 約 618t  
2001 年度 約 121t）

#### 外務省 約 309%（2002 年度と 2000 年度の比率）

（1998 年度 約 520t      1999 年度 約

1,030t      2000 年度 約 1,280t      2001 年度 約 974t      2002 年度 約 413t）

#### 人事院 約 233%

（1999 年度 約 30t      2000 年度 約 70t  
2001 年度 約 33t）

#### 金融庁 約 183%

（1999 年度 約 61t      2000 年度 約 112t  
2001 年度 約 117t）

#### 経済産業省 約 178%

（1998 年度 約 44t      1999 年度 約 78t  
2000 年度 約 93t      2001 年度 約 52t）

#### 法務省 約 177%

（1999 年度 88t      2000 年度 156t  
2001 年度 124t）

#### 公正取引委員会 約 140%

（1999 年度 約 42t      2000 年度 約 59t  
2001 年度 約 46t）

2003 年度に廃棄量が激減

#### 2）情報公開法施行後に廃棄量が増加など他の傾向

内閣府は 2001 年度に大量廃棄

防衛庁は 2001 年度から毎年廃棄量が増加傾向

金融庁は、1999 年度から 2000 年度にかけて廃棄量が増加しているが、2001 年度以降も毎年廃棄量が増加傾向にある

文部科学省は 2002 年度に廃棄量が顕著に増加

総務省は 2002 年度から廃棄量が増加

国税庁は 2001 年度から廃棄量が増加

厚生労働省は 2003 年度に廃棄量が顕著に増加

会計検査院は 1998 年度から廃棄分量が定期的に増加傾向にある

#### 3 コメント

情報公開法が施行される以前から省令等で各行政機関が文書管理を行っていたはずだが、情報公開法という大事を前に、それまで保有していた行政文書を大量廃棄していた行政機関があることがわかった。法律施行前に違法に廃棄された文書があるか否かは把握できないが、少なくとも保存期限を経過後も保有してきた行政文書を情報公開法施行前に廃棄したということは、本来、国立公文書館への移管などにより保存されるべき文書も廃棄された可能性は高い。

文書廃棄をこのように制度的、状況的变化によって行政機関が行うのは、極めて恣意的であり、保存期間を過ぎても保存されるべき文書保存を行政機関の判断に委ねるのは危険であるといえる。廃棄については各行政機関に委ねず、行政文書を管理する法制度と公文書館制度により、行政文書の廃棄は公文書館等で専門的に判断し必要な文書が非現用となったあとも適切に保存する必要がある。不用意に文書が失われる可能性が極めて高いことを示したのが、今回のデータであるといえる。

また、電子情報が原本である文書の場合、当然のことであるが今回把握した廃棄文書の重量には入らない。したがって、実際に廃棄された行政文書は、電子情報も含めると更に多いものと考えられる。

2004年4月から、情報公開法の附則により「情報公開法の制度運営のあり方に関する検討会」が総務副大臣の私的諮問機関としてスタートし、情報公開法の見直し議論を行っている。文書管理は、情報公開法第37条により政令で定めることとなっているが、保存期限が切れた文書については公文書館に移管されない限り廃棄は裁量的となることから、情報公開法を見直し、文書管理については法制上の措置を講じることとし、保存期間を過ぎた文書の扱いについてのルールを設けるべきである。

## 4 その他

### (1) 請求者情報

情報公開請求を行ったもの

三木由希子 (NPO 法人情報公開クリアリングハウス室長)

### (2) 情報公開クリアリングハウスとは

「情報公開クリアリングハウス」は、1999年5月の情報公開法の制定を受けて、「情報公開法を求める市民運動」(1980年設立)が組織改編をおこなった結果、1999年7月に設立されたNPO法人(特定非営利活動法人)です。同年12月には、東京都から法人としての認証を受けています。

情報公開とその関連分野(個人情報保護、公文書館、内部告発者保護制度など)に関する「情報」の収集・提供を主な活動としています。また、情報公開制度や個人情報保護制度を利用する市民のサポートを行っているほか、情報公開、個人情報保護やそれに関連する制度の運用監視、よりよい制度にするための提言、意見表明、調査研究などを行い、また「情報公開 DIGEST」という雑誌の刊行も行っています。

詳細は <http://clearing-house.org> まで。

(担当 三木由希子)

特定非営利活動法人

情報公開クリアリングハウス

新宿区愛住町3番地貴雲閣ビル108

TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944

E-MAIL [icj@clearing-house.org](mailto:icj@clearing-house.org)

URL <http://clearing-house.org>

### 【事務局より】

1 昨年夏以来、国民会議ニュースの発行がとまり、また、会員懇談会も開催されず、大変申し訳ありませんでした。今後はニュースの発行も会員懇談会も再開する予定です。会員懇談会としては、冒頭にも書きましたが、小泉構造改革の検証を統一的なテーマとして始めたいと考えています。ただ、その開き方については、できるだけ建設的な議論が積み重ねられていくように工夫したいと考えており、その準備に取りかかっているところです。

2 構造改革特区関係の資料整備や推進会議の事務にかなり時間を取られていたことが、これまでの国民会議の活動が手薄になったひとつの原因ですが、特区推進会議の活動についてはHPに掲載しておりますので、ご関心のある方はそちらをご覧くださいませ。

3 これまで事務を手伝ってくれていた田中君が11月から他所に移りましたので、もっぱら彼がやっていた地域ニュースなどをHPにアップする仕事の継続が難しくなりました。カウンターで見ますと、かなり読まれているようですので残念ですが、市町村合併に関する住民投票状況など、毎月掲載してきたものだけは続けたいと考えております。